

ホワイト物流推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (申請受付開始から予算上限に達するまで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は、 令和6年3月31日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い(精算払)

実績報告書の提出と併せて、口座振込依頼書をご提出ください。

資料提出・問合せ先 商工労働部・通商物流課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7850
tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp